

特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見
平成22年度

平成23年2月7日

構造改革特別区域推進本部

評価・調査委員会

1. はじめに

評価・調査委員会（以下「当委員会」）は、構造改革特別区域基本方針に基づき、構造改革特別区域制度を推進するため、規制の特例措置の効果等を評価し、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長に意見を述べることとされている。

当委員会は、平成22年度に評価時期を迎えた規制の特例措置について評価を行い、以下の通り、意見を取りまとめた。

2. 平成22年度の評価について

(1) 評価の進め方

平成22年度の評価の対象となった規制の特例措置について、医療・福祉・労働部会、地域活性化部会の両専門部会において、認定地方公共団体や実施主体など関係者から現場の声を広く聴取し、主に全国展開を行うことの効果について調査を行うとともに、規制所管省庁から弊害の発生についての調査結果の報告を受けてヒアリングを行い、専門的かつ集中的な検討を行った。

両部会におけるこれらの検討結果については、両部会から当委員会に報告の上、これを基に意見集約を行い、当委員会としての意見を取りまとめた。

(2) 評価の概要

平成22年度の評価の対象となった5特例措置のうち、2特例措置については全国展開（一部全国展開を含む）、2特例措置については特区において当分の間存続、1特例措置については再度適切な時期に評価することとした。

特例措置ごとの評価意見の詳細は別紙に記すが、概要は以下の通りである。

- 「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業（933）」については、特段の弊害が生じていないと判断され、①施設と消防署が相談した上で避難マニュアルを作成し、都道府県が当該マニュアルの内容を確認すること、②日中及び夜間に避難訓練を実施すること、③地域住民との避難時の協力体制を確保することを条件として全国展開すべきとの意見とした。
- 「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業（934）」のうち、児童デイサービス及び自立訓練については、全国展開にあたって懸念される弊害を除去するための適切な方策の検討等を進めた上で、引き続き検証することとする一方、特段の弊害が生じていないと判断される短期入所については、全国展開すべきとの意見とした。

- 「特定農業者による特定酒類の製造事業（707（708））」の一部（果実酒に関する事項）と「特産酒類の製造事業（709）」については、国税当局と地方公共団体の連携が図られているほか、地域の雇用の創出、交流人口の増加に寄与するとともに、地域の魅力の向上が期待される等、地域の活性化としての意義が大きいと認められることから、特区において当分の間存続すべきとの意見とした。これを踏まえ、規制所管省庁においては、引き続き地方公共団体と連携を図りつつ、申請や記帳等の手続きについて説明会を行うなど、個々の事情に応じて適切に対応するよう、各税務署に対して周知徹底するよう求めているところである。
- 「地方公務員に係る臨時的任用事業（409）」については、本特例措置に関連する地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（以下、「任期付任用法」）の周知を徹底した上で、制度の運用状況や地域内の雇用における効果等の分析が必要である等の事情を踏まえ、再度評価を行うとの意見とした。規制所管省庁に対しては、任期付任用法の活用事例等の周知普及を積極的に図るなど、必要な取組を求めているところである。

3. おわりに

地域主権改革と地域活性化が内閣の重要課題に位置付けられるなか、構造改革特区制度は、地方公共団体をはじめとした地域の様々な主体の創意や工夫に基づき、地域の活性化の突破口として、規制のあり方を改革していくよう期待されている。

このことから、提案主体や認定地方公共団体、実施主体など、現場で取り組んでいる方々の声や思いを生かして、その趣旨を実現させることができるよう、規制所管省庁におかれては、より精力的に特例措置の創設・拡充及び全国展開に向けた検討を行っていただきたい。

なお、特例措置による事業の適切な実施に当たっては、特区の計画主体でもある地方公共団体による的確な状況把握や連携・サポート体制が不可欠となることから、認定地方公共団体におかれても、より一層主体的な取組とご協力をお願いしたい。

最後に、今回の評価においてご協力いただいた認定地方公共団体や実施主体の方々を始め、各方面からの多大なるご助力に対し、心からお礼申し上げます。

平成22年度評価意見について

特例措置 番号	特例事項名	所管省庁	措置区分	評価意見
409	地方公務員に係る臨時的任用事業	総務省	法律	その他(平成24年度以降に評価をおこなう。)
707 (708)	特定農業者による特定酒類の製造事業の一部(果実酒に関する事項)	財務省	法律	特区において当分の間存続
709	特産酒類の製造事業	財務省	法律	特区において当分の間存続
933	特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業	厚生労働省	省令	地域を限定することなく全国において実施
934	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業	厚生労働省	省令	短期入所については、地域を限定することなく全国において実施し、児童デイサービス及び自立訓練については、全国展開にむけて、平成23年度に評価を行う

評価意見

①	別表1の番号	409
②	特定事業の名称	地方公務員に係る臨時的任用事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	地方公務員の臨時的任用期間は現行6ヶ月以内で、1回に限り更新が認められているのを、3年を超えない範囲内で6ヶ月を超えない期間で更新できるようにする。
⑤	評価	その他(平成24年度以降に評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	本特例措置に関連する「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」(以下、「任期付任用法」という。)の周知・普及を規制所管省庁が積極的に図った上で、その運用状況等を踏まえて、平成24年度以降に改めて評価を行う。
⑦	今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年に改正された任期付任用法に本特例措置の内容は実質的に含まれ、かつ、同法による任期付任用によれば、地方公務員法上の身分保障に関する規定が適用されないことや厳格な能力実証を経ない任用が可能であるなどの臨時的任用の弊害となりうる点は解消される ・本特例措置の弊害の発生に関する調査の結果からは、任用期間が最長3年という事情から、本来、臨時的・補助的業務に従事することが前提の臨時的任用職員が、常勤職員と同様の恒常的・本格的業務に従事するケースが伺われた ・任用者からは、地方公務員法上身分保障が与えられていないことを不安視する声や常勤職員との勤務条件の差異に対する不満も挙げられた ・本特例措置によらず任期付任用法により採用することについて、未だ検討したことがないと回答した地方公共団体が存在する一方で、同法による採用の予定が有ると回答した地方公共団体も存在することから、さらなる普及に向けて周知を図りたいとのことである。 <p>一方、評価・調査委員会による調査では、資格を持った臨時職員を安定的に配置していくためには本特例措置を継続したいなど、存続の必要性が示されるとともに、任期付任用法により採用できる者についての疑問も呈されたところである。</p> <p>これを踏まえ、規制所管省庁においては、地方公共団体の意向を十分踏まえつつ、任期付任用法のメリットや活用事例を具体的に例示するなど、任期付任用法の周知・普及をより積極的に図ること。その上で、制度の運用状況、地域内の雇用における効果等を踏まえ、平成24年度以降において評価を行う。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表1の番号	707(708)
②	特定事業の名称	特定農業者による特定酒類の製造事業の一部(果実酒に関する事項)
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した果実を用いて果実酒を製造するための製造免許を申請した場合、最低製造数量(現行6キロリットル)を適用しないこととする。
⑤	評価	特区において当分の間存続
⑥	⑤の評価の判断の理由等	本特例措置については、実施件数が少ないものの、実施に至った地域においては、国税当局と地方公共団体の連携が図られているほか、地域の雇用の創出、交流人口の増加に寄与するとともに、地域の魅力の向上が期待される等、地域の活性化としての意義が大きいと認められる。
⑦	今後の対応方針	<p>調査結果において特例措置に関連する手続きについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制所管省庁より、一部で記帳もれがみられた ・地方公共団体や事業者からは、免許取得申請や記帳等の手続きが煩雑との報告及び意見がみられた。 <p>特区として当分の間存続することとなったことを踏まえ、規制所管省庁は、手続きに不慣れな特定農業者等への積極的な支援を行い、円滑な手続きを促進するという観点から、引き続き地方公共団体と連携を図りつつ、申請や記帳等の手続きについて説明会を行うなど、個々の事情に応じて適切に対応するよう、各税務署に対し、周知徹底すること。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表1の番号	709
②	特定事業の名称	特産酒類の製造事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	地域の特産物である農産物を原料として果実酒又はリキュールを製造する場合には、酒類製造免許にあたって、最低製造数量基準を果実酒にあつては2キロリットル、リキュールにあつては1キロリットルとする。
⑤	評価	特区において当分の間存続
⑥	⑤の評価の判断の理由等	本特例措置については、国税当局と地方公共団体の連携が図られているほか、特産地としてのPR効果や生産意識の向上による地域農業の活性化に加え、地域の雇用の創出、交流人口の増加に寄与するとともに、地域の魅力の向上が期待される等、地域の活性化としての意義が大きいと認められる。
⑦	今後の対応方針	<p>調査結果において特例措置に関連する手続きについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制所管省庁より、複数の業者において記帳、申告・届出の義務の不履行がみられた ・地方公共団体や事業者からは、免許取得申請や記帳等の手続きが煩雑との報告及び意見がみられた。 <p>特区として当分の間存続することとなったことを踏まえ、規制所管省庁は、手続きに不慣れな事業者等への積極的な支援を行い、円滑な手続きを促進するという観点から、引き続き地方公共団体と連携を図りつつ、申請や記帳等の手続きについて説明会を行うなど、個々の事情に応じて適切に対応するよう、各税務署に対し、周知徹底すること。</p> <p>なお、原料の多様化に係る拡充提案については、その内容を更に具体化する等、引き続き検討を行うこととする。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表1の番号	933
②	特定事業の名称	特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	2階建ての特別養護老人ホーム等の建物について、地方公共団体が必要な安全性を有すると認めた場合に、準耐火建築物とすることを可能とする。
⑤	評価	地域を限定することなく全国において実施
⑥	⑤の評価の判断の理由等	全国展開にあたって弊害は認められない。
⑦	今後の対応方針	本特例措置については、規制所管省庁の調査によれば、現在の特例適用要件及びそれ以外の施設独自の取組による安全性の確保がなされ、特段の弊害は発生していないが、一方、夜間を想定したマニュアル作成、夜間時の人員体制の強化、地域の消防や住民との連携が重要であることも新たに報告されているとのことである。 そのため、施設と消防署が相談した上で避難マニュアルを作成し、都道府県が当該マニュアルの内容を確認すること、日中及び夜間の避難訓練の実施、地域住民との避難時の協力体制の確保を条件として、全国展開を行うことが適当である。
⑧	全国展開の実施内容	施設と消防署が相談した上で避難マニュアルを作成し、都道府県が当該マニュアルの内容を確認すること、日中及び夜間の避難訓練の実施、地域住民との避難時の協力体制の確保を条件として、規制所管省庁において、全国展開を行うこと。
⑨	全国展開の実施時期	平成23年度できるだけ速やかに措置。 ※規制所管省庁によれば、全国展開に必要な省令の改正には、社会保障審議会介護給付費分科会への諮問・答申が必要とのことである。

評価意見

①	別表1の番号	934
②	特定事業の名称	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	障害者又は障害児が、近隣において、障害者自立支援法に基づく自立訓練等を利用することが困難な場合に、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とする。
⑤	評価	短期入所については、地域を限定することなく全国において実施し、児童デイサービス及び自立訓練については、全国展開に向けて、平成23年度に評価を行う。
⑥	⑤の評価の判断の理由等	短期入所については、全国展開にあたって弊害は認められない。 しかし、児童デイサービス及び自立訓練については、全国展開にあたって懸念される弊害を除去するための適切な方策の検討等を進めた上で、引き続き検証する必要がある。
⑦	今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所については、特に大きな弊害は認められなかったことから、必要な準備を行った上で、「基準該当短期入所」として全国展開することとする。また、都道府県に対して、当該事業所にも職員研修の開催案内を行うよう周知する。 ・児童デイサービスについては、昨年度の評価を踏まえ、個別支援計画の策定等を条件として追加したところ、本年度の調査期間中の実績は1事業所、3人のみであり、弊害の有無の検証が困難であることから、今回は全国化を見送る。 ・自立訓練については、本来求められている身体機能又は生活能力の維持、向上等のための訓練という観点から課題が多いことから、来年度は、個別支援計画の策定等を条件に付し、再度調査を行った上で全国化の可否を判断する。とのことであった。 <p>評価・調査委員会による調査では、本特定事業を継続的に実施することにより、利用する障害者などの表情が明るくなり笑顔が増えた、家族にとってもサービスが利用しやすくなり安心に繋がった、といった効果があがっているほか、介護事業者のノウハウが蓄積されて利用者へのサービス向上に繋がり、利用者と受入地域の交流や理解が深まっているケースが多く、事故も発生していないことが認められる。</p> <p>以上より、短期入所については、基準該当短期入所として全国展開した上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童デイサービスについては、引き続き検証を行い、その結果を踏まえて平成23年度に評価を行い、本特例措置の全国展開について結論を得る。 ・自立訓練については、規制所管省庁において一定の研修を受けた者による個別支援計画の策定等の条件を付与し、引き続き検証を行い、その結果を踏まえて平成23年度に評価を行い、本特例措置の全国展開について結論を得る。 <p>なお、内閣官房及び規制所管省庁は、構造改革特別区域基本方針に定められたそれぞれの役割に基づき、連携して、地方公共団体をはじめとする関係者に対し、本特例措置について、一層の周知や情報提供に努めること。</p>
⑧	全国展開の実施内容	短期入所については、「基準該当短期入所」として特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。
⑨	全国展開の実施時期	平成23年度できるだけ速やかに措置。